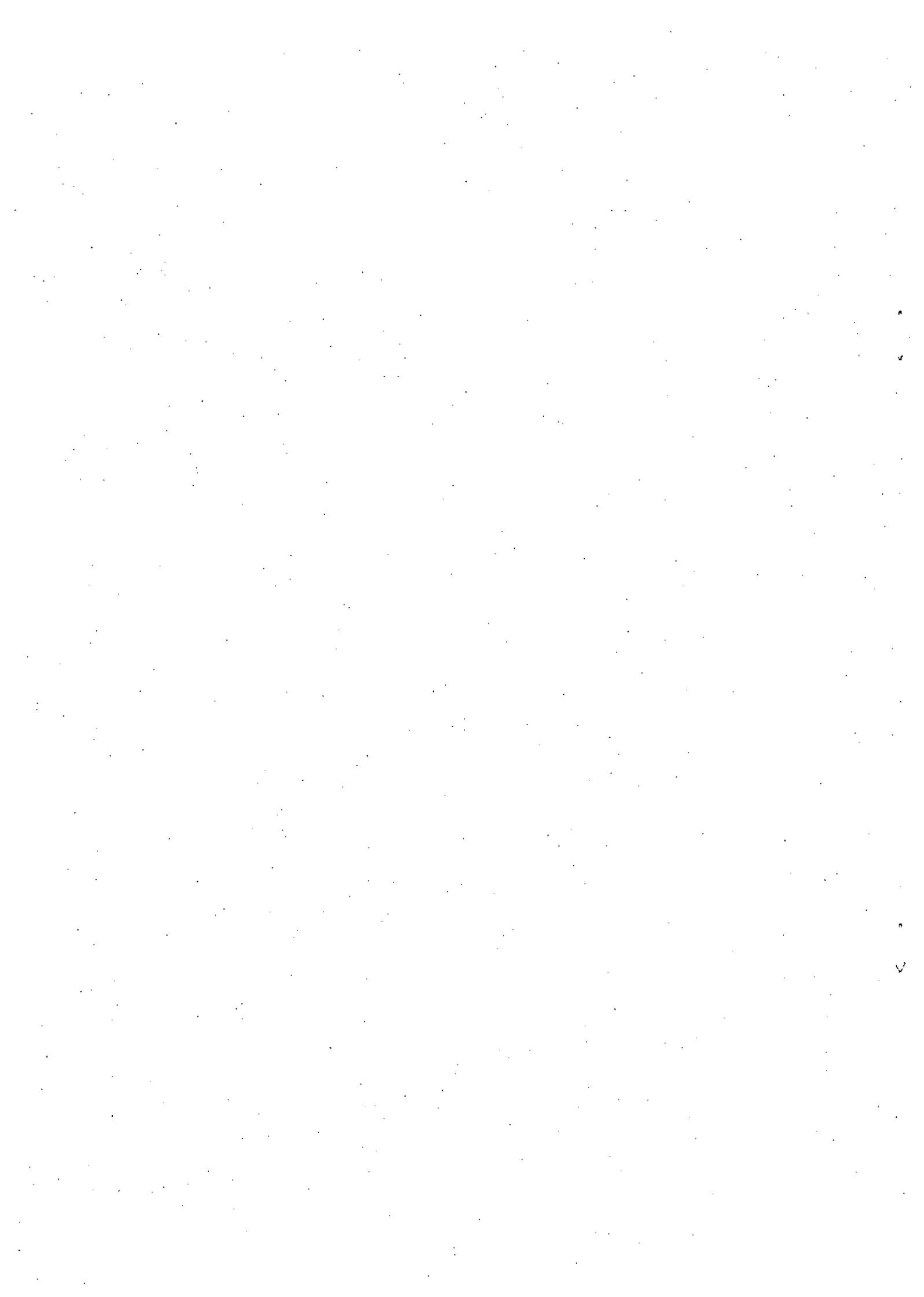


農林水産商工常任委員会提出資料

(平成30年3月20日)

項目	ページ
1 鳥取県農業生産1千億円達成プランの策定について 【とっとり農業戦略課】	別紙
2 柿「輝太郎」の鳥取県外での栽培解禁について 【生産振興課】	1
3 林業試験場「木材環境研究棟」開所式について 【林政企画課、県産材・林産振興課、林業試験場】	2
4 鳥取県産材利用推進指針の変更について 【県産材・林産振興課】	3
5 平成30年緑の募金について 【森林づくり推進課】	7
6 平成29年における水産物の水揚状況等について 【水産課】	8
7 農林水産省「ジビエ利用モデル地区」への選定について 【食のみやこ推進課】	9
8 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について 【農地・水保全課、畜産課、水産課】	10

農 林 水 産 部



柿「輝太郎」の鳥取県外での栽培解禁について

平成30年3月20日

生産振興課

このたび、本県育成柿品種「輝太郎(きたろう)」を、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下、農研機構)と共同保有することで協議が整いました。今後手続きを経て、平成30年度内には鳥取県外での栽培が可能となりますのでご報告します。

1 柿「輝太郎」について

- ・柿「輝太郎」は県園芸試験場が平成11年、「宗田早生(そうだわせ)」に「安芸津(あきつ)14号(品種名:甘秋(かんしゅう))」の花粉を交配して得た系統を選抜し、平成22年に品種登録された。
- ・全国的にも類を見ない高品質な極早生の甘柿で、鳥取県のみにも苗木の販売を限定して導入を推進し、平成28年度末時点の栽培面積は37haとなっている(生産振興課調べ)。

2 経緯

- ・農研機構(つくば市)が育成した「安芸津14号」は、平成8年から栽培特性を調査するため「系統適応性検定試験」として各県における栽培試験が行われ、平成17年3月に「甘秋」として品種登録された。
- ・「輝太郎」は「安芸津14号」の花粉から育成されたが、このことを記載した平成28年7月付の学会論文から農研機構がその事実を知るところとなり、平成29年11月、農研機構から系統適応性検定試験で試験中の品種は栽培特性の調査以外の使用を禁じている(例えば、育種に利用することは禁止されている)ことが指摘された。その後農研機構と協議を行い、このたび「輝太郎」を共同保有とすることとなった。

3 想定される今後の動向

- ・農研機構と共同保有することで県外苗木業者でも「輝太郎」の苗木生産が可能になり、それにより、県外でも「輝太郎」苗木の流通が始まり、他県でも果実の生産・出荷が始まる可能性が高い。
- ・県外苗木業者が「輝太郎」苗木の増産を行い、苗木が生育して果実が本格的に生産されるまでには10年程度はかかるものと見込まれるが、生産量が増加すれば「輝太郎」の知名度があがり、全国区の人気品種になると予想される。

4 今後の対応

- ・今後は県内の柿生産部に対して説明を行うとともに、「輝太郎」が益々有名になることを見越して1本でも多く植え付けを行うよう強力に働きかけを行い、他県の生産が本格化すると見込まれる平成40年頃までには80~100haまで栽培面積を増加し、揺るぎない主産県の地位を確立する。

【平成30年度の具体的な支援策】

- ・鳥取柿ぶどう等生産拡大事業【予算額:16,630千円(議会提案中)】

⇒苗木代等植栽にかかる経費や、果樹棚等の生産基盤の整備に係る経費を1/2~3/4の補助率で支援

林業試験場「木材環境研究棟」開所式について

平成30年3月20日
林政企画課
県産材・林産振興課
林業試験場

CLTやLVL、スギ厚板耐力壁など、県産材を使用した新たな木質材料・建築技術を兼ね備えた林業試験場の新試験棟「木材環境研究棟」をこのたび整備し、下記のとおり開所式を開催します。

1 日 時 平成30年3月25日(日) 午前10時～10時40分

2 会 場 鳥取市河原町稲常113 鳥取県林業試験場

3 内 容

- (1) 知事挨拶(予定)
- (2) 来賓挨拶
- (3) 看板除幕
- (4) 「木材環境研究棟」概要説明 など

4 参加対象者：県議会議員、設計・建築関係者、林業・木材産業関係者等

5 建物の概要

《建築概要》

- ・建物名称 鳥取県林業試験場「木材環境研究棟」
- ・工事期間 平成29年10月17日(火)～平成30年3月23日(金) (恒温恒湿室設置を含む)
- ・構造規模 木造平屋建
- ・延べ面積 89.18㎡
- ・設置機材 恒温恒湿室
- ・木材使用量 30.89㎡

《使用した主な県産材》

◇耐力壁

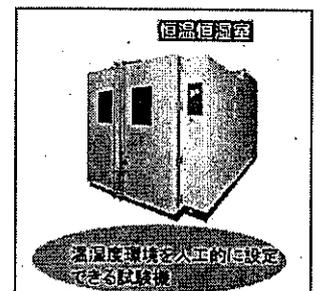
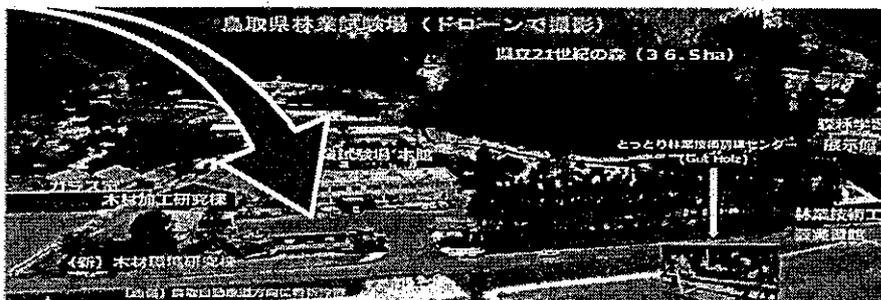
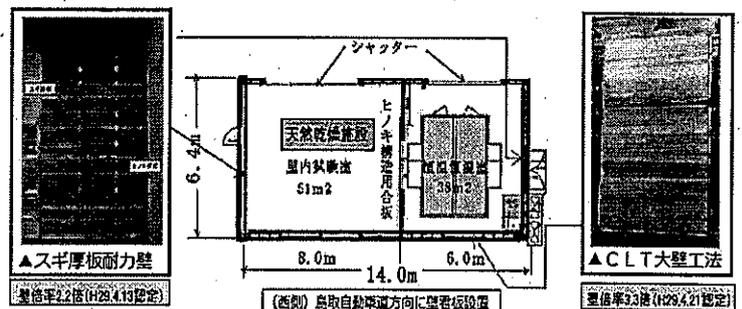
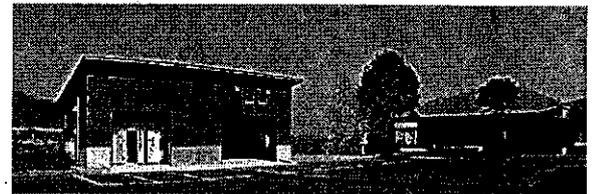
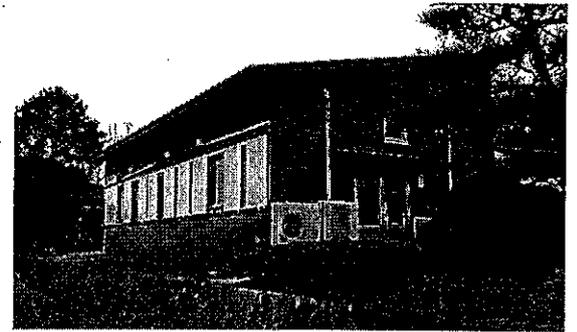
- ・鳥取県産スギCLT(3層パネル)厚36mm 壁倍率3.3倍(協同組合レングス)
- ・構造用合板(ヒノキ)張耐力壁 厚12mm 壁倍率2.5倍(株式会社日新)
- ・鳥取県産スギ厚板耐力壁 厚30mm 壁倍率2.2倍(鳥取県林業試験場)

◇屋根トラス

- ・上弦材・束材 LVL(単板積層材) (株式会社オロチ)

◇内装材

- ・鳥取県産スギ無垢板「とっとり杉ごころ」厚9mm(鳥取県木材協同組合)



鳥取県産材利用推進指針の変更について

平成30年3月20日
県産材・林産振興課

鳥取県産材の利用を進めていくための、県としての基本的な考え方や取組の方向を定めている「鳥取県産材利用推進指針」を、下記のとおり変更し、県が発注する公共建築物において、CLT（直交集成板）やLVL（単板積層材）などの新たな木質部材の使用に努めること等を規定しました。

記

1 主な変更内容

「鳥取県産材の利用に向けた取組」について、以下のとおり変更。

○県が発注する公共建築物において、CLTやLVLなどの新たな木質部材の使用に努めることを規定。（文章を追記）

【本文抜粋】

県が整備する公共建築物は、原則、鳥取県産材を使用した木造化とするとともに、公共土木工事では鳥取県産材を使用した木材利用を進めます。

なお、県産材の使用に当たっては、CLT（直交集成板）やLVL（単板積層材）などの新たな木質部材の使用に努めます。

○民間事業者と連携した鳥取県産材利用の取組の推進を規定。（新設）

【本文抜粋】

鳥取県産材の一層の利用促進に向けて、県産材の利用に当たっての問題点や課題を分析し、効果的な対策を検討するため、平成28年7月に、木材の供給から需要に関係する民間事業者と県が連携して「木づかいの国とっとりを実現する会」を設立しました。

供給側と需要側、及び官と民の相互連携を強化しつつ、各々の立場や役割を尊重しながら、鳥取県産材の利用が進む環境づくりを目指します。

2 変更に係る背景

- ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、国が策定する「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」が、平成29年6月に変更され、「CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に努める」ことが明記された。
- ・本県には、県産材を使用したCLTやLVLなどの新たな木質部材の製造・販売企業があるが、製品の大半（CLTについては、約9割）が県外に出荷されているが、県産材の一層の需要拡大を図る観点から、県内においても需要拡大を推進することが重要であること。

3 変更日 平成30年3月9日

4 参考

(1) 国の基本方針の概要

○変更年月日 平成29年6月16日農林水産省・国土交通省告示第1号

○主な変更内容

「公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向」に、CLT等の活用を明記。

（本文）建築物における木材の需要の拡大のため、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に努めるものとする。

(2) 他の都道府県の状況（H30.2.28時点）

変更済：8県（岩手県、秋田県、栃木県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、高知県）

変更予定：26県（北海道、宮城県、石川県、長野県、兵庫県、愛媛県等）

変更予定なし：12県（東京都、神奈川県、新潟県、大阪府、山口県、香川県、鹿児島県等）

(3) 「木づかいの国とっとりを実現する会」の概要

・会長：鳥取県産材活用協議会会長 山下卓司

・会員：鳥取県森林組合連合会、鳥取県木材協同組合連合会、（一社）鳥取県建設業協会、（一社）鳥取県建築士事務所協会、（一社）鳥取県木造住宅推進協議会、県

・主な取組：製品ストック等県産材安定供給システムの検討、県産材の効果的PR手法の検討、中規模木造建築の設計手法の検討、県産材製品カタログの作成など

鳥取県産材利用推進指針

平成30年3月改定

1 改定の趣旨

- 「鳥取県産材利用推進指針」(以下「県指針」という。)は、県民の皆様や林業・木材産業関係者、行政機関が連携して「鳥取県産材」の利用を進めていくための、県としての基本的な考え方や取組の方向を明らかにすることを目的に、平成20年8月に策定しました。
- その後、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、国が定める「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)に即して、「都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」(以下「都道府県方針」という。)を定めることとされたことから、平成23年9月に、この法律に基づく「都道府県方針」に位置付けました。
- 国は、平成29年6月16日に基本方針を変更し、新たに「CLT(直交集成板)や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に努めること」を定めました。

CLTは、鉄骨や鉄筋コンクリートなどに代わる新たな木質の建築材料として、中高層建築物の構造材などに使用できることから、この度基本方針を変更し、その活用を明確に位置付けたものです。

本県では、県産材を活用したCLTやLVL(単板積層材)など、新たな木質部材が加工・製造されていることから、基本方針の変更内容を踏まえ、この度県指針を一部改定し、無垢材に加えCLTやLVLなどの新たな木質部材の使用に努めることとしました。

2 鳥取県産材を利用する意義

鳥取県産材の利用には、主に次の3点で意義が期待されます。

①環境にやさしい行動です。

- 木材を製材する際に消費するエネルギー量は、鉄の40分の1、アルミニウムの70分の1と格段に少ない消費量です。
- 木材の生産地から消費地までの距離が短いほど、輸送過程で排出される二酸化炭素の排出量が少なくなります。県内で鳥取県産材を使えば、二酸化炭素の削減につながり、地球温暖化防止にも貢献できることとなります。

②地域の森林が守られます。

- 鳥取県産材を使うことにより、「植える」→「育てる」→「収穫する」→「使う」→「植える」という森林資源の循環利用が可能となります。この結果、間伐などの森林整備が進み、地域の森林を守ることにつながるのです。

③地域産業の活性化に貢献します。

- 鳥取県産材を使うことは、地場の林業や木材産業、住宅関連産業等の地域産業の活性化にも大きく貢献することにもなります。

3 鳥取県産材の利用に向けた取組

鳥取県産材の利用を推進するために、県では次の取組を行います。

(1) 公共建築物及び公共工事への利用を推進します

県が整備する公共建築物は、原則、鳥取県産材を使用した木造化とするとともに、公共土木工事では鳥取県産材を使用した木材利用を進めます。

なお、県産材の使用に当たっては、CLT（直交集成板）やLVL（単板積層材）などの新たな木質部材の使用に努めます。

①県が行う公共建築物の整備における木材利用の推進

○県が整備する公共建築物は、原則として「木造化」とします。ただし、法的規制（例：防火地域）や用途（例：研究施設）等によっては、工法やコスト面から木造化は困難と判断する場合があります。なお、実施に当たっては、「公共建築のための鳥取県産材活用推進プログラム」によってすすめます。

<公共建築のための鳥取県産材活用推進プログラム>

- 施設整備において使用する木材は原則として全て県産材とします。
- 建物は主要構造部を木造とすることを基本とします。
- 建物の内外装材、家具等に積極的に県産材を使用し、県産材の特性や魅力を発信します。

○県が整備する公共建築物は木造化できない場合にあっても、床や壁など原則として「内装等の木質化」に努めます。

②県が行う公共土木工事における木材利用の推進

○県が発注する建設工事のうち、転落防止柵や枠工などは木材利用を進めるとともに、原則鳥取県産材を使います。なお、実施に当たっては「県産木材率先活用行動プログラム」などによってすすめます。

<県産木材率先活用行動プログラム>

- 施設の機能と木材の特性に配慮した県産材、木材工法の率先活用の推進
 - ・転落防止柵等への積極活用
 - ・河川の特성에応じた木製在来工法による川づくり
 - ・治山・砂防での創意工夫による間伐材の積極的な活用
- 各年度の活用計画の作成と情報提供及び県産材使用実績の検証
※農林水産部においても、「県産木材率先活用行動プログラム」に準じた県産材使用指針を策定

③市町村等が行う公共建築物の整備及び公共土木工事における木材利用の推進

○市町村における鳥取県産材利用の取り組みを推進するため、市町村施設の建設や公共土木工事に当たっては鳥取県産材の利用の協力を求めるとともに、鳥取県産材の利用に対して必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行います。また、県が市町村や企業へ補助金を交付する場合は、鳥取県産材の利用の協力を求めます。

○市町村や国の地方機関と相互に連携して、鳥取県産材の利用を積極的にすすめていきます。

④公共建築物の整備に向けた木材の供給体制の確立

- 公共建築物の建築に用いる鳥取県産材の円滑な供給を図るため、木材加工事業者等が取り組む加工体制の強化や新製品開発、販路開拓などへの支援等により、需要者のニーズに応じた品質の確かな県産材の安定供給をすすめます。

(2) 民間施設への利用を推進します

- 戸建て住宅の木造化を推進するために、鳥取県産材を使った新築又は改修に対して支援を行います。
- 住宅以外の民間の建築物（保育所、老人ホームや病院など）の木造化を積極的に推進するとともに、鳥取県産材の利用に対して支援を行います。
- 消費者のライフスタイルが多様化する中で、鳥取県産材を使った新たな家具等の開発、鳥取県産材を使った製品の品質向上や新たな用途に対する開発を支援するとともに、県林業試験場において森林・林業・木材産業分野の研究・技術等の拠点として情報発信や技術相談をサポートします。
- 県民の皆さんに鳥取県産材を使った建築物を紹介するとともに、関係団体と一緒に鳥取県産材の良さを積極的に紹介していきます。また、全国的規模のイベントを契機に、木製品等の良さを実感していただき、家庭、企業での木製品使用につなげていきます。

(3) 民間事業者と連携した鳥取県産材利用の取組を推進します

鳥取県産材の一層の利用促進に向けて、県産材の利用に当たっての問題点や課題を分析し、効果的な対策を検討するため、平成28年7月に、木材の供給から需要に関係する民間事業者と県が連携して「木づかいの国とっとりを実現する会」を設立しました。

供給側と需要側、及び官と民の相互連携を強化しつつ、各々の立場や役割を尊重しながら、鳥取県産材の利用が進む環境づくりを目指します。

○構成員

鳥取県森林組合連合会、鳥取県木材協同組合連合会、(一社)鳥取県建築士事務所協会、(一社)鳥取県建設業協会、(一社)鳥取県木造住宅推進協議会、鳥取県産材活用協議会、鳥取県(農林水産部森林・林業振興局、生活環境部くらしの安心局)

○主な取組内容

- ・市町村や公益法人などへの、県産材利用の要請活動
- ・鳥取県産材製品カタログの作成・PR
- ・県産無垢材やLVLを活用した中規模木造建築物の構造設計マニュアルの作成・普及
- ・主な検討項目
 - ①ユーザーの県産材製品の円滑な調達を可能とするための県産材安定供給システムの構築
 - ②関係者が連携した県産材の効果的なPR方法

平成30年緑の募金について

平成30年3月20日
森林づくり推進課

3月25日(日)から公益社団法人鳥取県緑化推進委員会により、県下一円で春の「緑の募金」運動が実施されます。

県は、この活動を支援し、県内の一層の森林整備・緑化推進と県民の緑化意識の高揚を図ります。

1 平成30年緑の募金について

- (1) 運動期間 春期 3月25日(日)～5月31日(木)
秋期 9月1日(土)～10月31日(水)
- (2) 実施主体 公益社団法人鳥取県緑化推進委員会(理事長 稲田寿久 鳥取県議会議員)
- (3) 募金目標 25,000千円(平成29年実績額:21,676千円)
- (4) 使 途 森林整備や緑化活動を行う自治会やボランティア団体等の支援、みどりの少年団の育成、学校等緑化活動の推進

2 街頭キャンペーン

春の「緑の募金」運動開始に当たり、みどりの少年団等による街頭での募金活動を行い、「緑の募金」運動への理解と協力を呼びかける。

3月26日(月)午前10時から11時30分まで

場 所	イオン鳥取北店前	イオンモール日吉津・イオン日吉津店前
参加者	賀露小学校みどりの少年団 公益社団法人鳥取県緑化推進委員会 鳥取市、鳥取県	日吉津小学校みどりの少年団 公益社団法人鳥取県緑化推進委員会 日吉津村、鳥取県

《参考》

とっとりグリーンウェイブ植樹イベント

「関金温泉開湯1300年祭記念・健康と温泉・森で創る癒やしの植樹」について

※鳥取県森林環境保全税を活用して、森林を守り育てる意識の醸成を目的に、国際森林デー(3月21日)に合わせて開催し、「緑の募金」運動とともに県民の緑化意識の高揚を図りました。

- 1 日 時 3月12日(月)午後1時30分から3時30分まで
- 2 場 所 倉吉交流センター(倉吉市関金町関金宿)
- 3 参加者 一般県民 90名
- 4 作業内容 ヤマザクラの植栽
- 5 主 催 NPO法人未来、鳥取県

「国際森林デー」とは

世界では、森林の減少が続いており、持続可能な森林経営や生物多様性の保全が大きな課題となっていることから、平成24年12月21日、国際連合は森林に対する意識を向上させるため、毎年3月21日を「国際森林デー」とすることを決議した。

平成29年における水産物の水揚状況等について

平成30年3月20日
水産振興局水産課

平成29年の県内漁港全体での水揚量は135,418トンで、前年同期に比べ17.8%増加し、水揚金額は25,298百万円で2.0%減少しました。

漁業種類ごとの水揚状況

区分	水揚量 (前年同期比)	水揚金額 (前年同期比)	主な魚種	水揚量 (前年同期比)	水揚金額 (前年同期比)	状況
沿岸漁業	4,892トン (16.4%減)	4,041百万円 (11.1%増)	サワラ	480トン (10.4%増)	339百万円 (12.0%増)	日本海の資源は高水準が継続、漁獲サイズが大型化し単価が上昇。 漁獲量は昨年並みで推移、夏場の相場が順調に推移し水揚額は増加。
			ハマチ・ブリ	591トン (0.3%減)	184百万円 (11.7%増)	
沖合底びき網漁業	6,382トン (4.1%減)	4,549百万円 (2.2%減)	松葉がに	844トン (9.6%減)	2,236百万円 (1.4%増)	若松葉は増加したが、松葉がに、親がにには減少し、全体として減少。ウエルカニキャンペーン等のPR効果、北陸新幹線開通による北陸の需要増等により水揚金額は増加。 漁獲の主体となる2歳魚が少なく水揚量、水揚金額共に減少。1歳魚の資源量は多い。
			ハタハタ	1,691トン (16.0%減)	368百万円 (18.1%減)	
大中型・中型まき	110,505トン (25.8%増)	10,293百万円 (3.8%減)	クロマグロ	1,036トン (26.9%減)	1,159百万円 (24.2%減)	県外の港(塩釜)への水揚げが増えたため、境港への水揚量、水揚金額が減少。 各月一定量の水揚げがあり、年間を通じて漁獲量が安定、水揚量、水揚金額共に増加。
			マイワシ	36,234トン (127.1%増)	2,100百万円 (157.7%増)	
べにずわいかにかご	7,295トン (11.2%減)	3,433百万円 (13.9%増)	ベニズワイガニ	7,295トン (11.2%減)	3,433百万円 (13.9%増)	個別割当量の制限内での漁獲だが、隠岐西側の海域で漁獲が減少傾向。また、暫定水域では外国船との競合が激しい。ロシアからのカニ類輸入減等により単価が上昇。

(単位:トン、百万円、円/kg)

区分		平成28年	平成29年	対前年差	対前年増減率(%)	備考	
県内漁港での水揚合計 ()は境漁港の水揚げで内数	水揚量	114,976 (107,472)	135,418 (128,438)	20,442 (20,966)	17.8 (19.5)	数値が各漁業種類の合計値とならないのは小数点以下の値が影響しているため。(表示は小数点以下を四捨五入)	
	水揚金額	25,821 (20,892)	25,298 (20,576)	△523 (△316)	△2.0 (△1.5)		
	単価	225 (194)	187 (160)	△38 (△34)	△16.8 (△17.6)		
漁業種類ごとの水揚状況	沿岸漁業 (刺網、小底、定置網等)	水揚量	5,854	4,892	△961	△16.4	【主な魚種】 サワラ、ハマチ、アジ類、イワガキ、カタクチイワシ
		水揚金額	3,638	4,041	403	11.1	
		単価	621	826	204	32.9	
	沖合底びき網漁業	水揚量	6,656	6,382	△274	△4.1	【主な魚種】 ハタハタ、アカガレイ、松葉がに、ソウハチマダラ
		水揚金額	4,651	4,549	△103	△2.2	
		単価	699	713	14	2.0	
	大中型まき網	水揚量	87,820	110,505	22,685	25.8	【主な魚種】 イワシ類、サバ、アジ、ブリ類、クロマグロ ※ 中型まき網を含む
		水揚金額	10,698	10,293	△405	△3.8	
		単価	122	93	△29	△23.5	
	べにずわいかにかご	水揚量	8,214	7,295	△919	△11.2	【主な魚種】ベニズワイガニ
		水揚金額	3,015	3,433	418	13.9	
		単価	367	471	104	28.2	
その他(県内漁港への県外漁業者の水揚量)	水揚量	4,387	4,663	277	6.3		
	水揚金額	2,442	1,778	△664	△27.2		
	単価	557	381	△175	△31.5		
【参考】 小型いか釣り (県内漁業者の漁獲量) ※ 県外漁港へ水揚げしたものを含む	水揚量	2,046	1,680	△366	△17.9	【主な魚種】 スルメイカ、ケンサキイカ	
	水揚金額	1,376	1,204	△172	△12.5		
	単価	672	717	44	6.6		

農林水産省「ジビエ利用モデル地区」への選定について

平成30年3月20日
 東部振興監東部振興課
 市場開拓局食のみやこ推進課

農林水産省が、「ジビエ利用モデル地区」として全国から17地区を選定し、鳥取県からは、「いなばのジビエ推進協議会（ジビエ倍増モデル推進委員会）」が選定されました。

1 ジビエ利用モデル地区について

- ジビエ利用の拡大に当たっては、シカやイノシシの一定規模の処理頭数を確保し、食品衛生管理の徹底に取り組みつつ、捕獲から搬送・処理加工、販売がしっかりとつながってビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの安定供給を実現することが重要であることから、先導的モデルとなる取組等を定めたマスタープランを策定した17地区を農林水産省が「ジビエ利用モデル地区」として選定した。
- ジビエ利用モデル地区に選定されると、農林水産省「ジビエ倍増モデル整備事業」（補助事業）の交付対象候補者となり、マスタープランの事業内容について支援を受けることが可能となる。
- 「いなばのジビエ推進協議会」では、平成30年度に「ジビエ倍増モデル整備事業」の活用を予定している。

2 鳥取県東部地区の概要

- (1) 名称 いなばのジビエ推進協議会（ジビエ倍増モデル推進委員会）
- (2) 代表者 会長 長尾 裕昭
- (3) 取組概要 県版HACCP適合施設（わかさ^に2^く9工房）をモデルとして、新規施設（ちづDeer's（本年4月開業予定））へ処理・加工や衛生管理のノウハウを移転し、地域のブランド化を図る。

モデル地区 ⑫		鳥取県 東部地区		県HACCP取得施設のノウハウを新規施設へ移転し、ブランド化を促進						
取組の概要  <p>優良施設をモデルとし、新規施設へ処理・加工や衛生管理のノウハウを移転し、地区のブランド強化を図る。</p>		取組主体（コンソーシアム） 「いなばのジビエ推進協議会 ジビエ倍増モデル推進委員会」 ● いなばのジビエ推進協議会（代表者 長尾 裕昭） ● 鳥取県、岩美町、若狭町、智頭町、八頭町 ● 智頭町百人委員会獣害対策部会 ● 鳥取銀行、道の駅桜ん坊、(株)サンマート等		一定規模の処理頭数を確保 <table border="1"> <tr> <th>現状(28年度)</th> <th>計画(31年度)</th> </tr> <tr> <td>シカ、イノシシ 1,857頭/年</td> <td>シカ、イノシシ 2,610頭/年</td> </tr> </table>		現状(28年度)	計画(31年度)	シカ、イノシシ 1,857頭/年	シカ、イノシシ 2,610頭/年	食品衛生管理の徹底 鳥取県「HACCP認証」取得済（既存施設） 新規施設も今後取得 
現状(28年度)	計画(31年度)									
シカ、イノシシ 1,857頭/年	シカ、イノシシ 2,610頭/年									

(参考) 全国の選定地区

No.	モデル地区名	マスタープラン策定主体（コンソーシアム名）
1	北海道空知地区	ジビエ・de・そらち
2	長野県長野市	長野市ジビエコンソーシアム
3	石川県南加賀地区	南加賀ジビエコンソーシアム
4	岐阜県西濃プランチ	ぎふジビエ・コンソーシアム
5	三重県（伊賀市・いなべ市）	みえジビエ推進コンソーシアム
6	京都府・大阪府京都丹波・大阪北摂地区	京都丹波・大阪北摂連携ジビエモデル構想協議会
7	京都府中丹地区	京都中丹認証ジビエ推進コンソーシアム
8	兵庫県県内広域	兵庫県シカ・イノシシ丸ごと1頭活用コンソーシアム
9	和歌山県紀北地区	わかやまジビエ紀北地区コンソーシアム
10	和歌山県古座川町	古座川（ジビエコンソーシアム）
11	岡山県美作地区	みまさか有害獣利活用研究コンソーシアム
12	鳥取県東部地区	いなばのジビエ推進協議会 （ジビエ倍増モデル推進委員会）
13	徳島県県内広域	阿波地美栄推進協議会
14	熊本県県内全域	くまもとジビエコンソーシアム
15	大分県県内全域	大分ジビエ振興協議会
16	宮崎県延岡地区	延岡市ジビエ振興コンソーシアム
17	鹿児島県阿久根地区	阿久根市鳥獣被害防止対策協議会

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成30年3月20日 課
農地・水産課
畜産課

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	工事内容	摘要
農地・水保全課 (中部総合事務所農林局)	天神野地区地域ため池 (中屋原ため池)改修工事 (その1)	倉吉市 鴨河内	株式会社 テュウブ 代表取締役社長 小柴 雅央	(当初契約額) 160,812,000円	平成30年1月26日 ～ 平成30年10月9日	(当初契約年月日) 平成30年1月26日	【工事内容】 ため池改修工事 堤体工 掘削工 V=11,224m ³ 盛土工 V=12,815m ³ (3,224) 堤体改良工 V=3,914m ³ 取水施設工 底鍍工 L=87.5m 土砂吐グート工 1基 付帯工 1式 仮設工 工事用道路設置撤去、水替工 1式	
				[(第1回変更後契約額) 175,639,320円 (変更額) 14,827,320円]				○変更内容 堤体改良工事の着工前調査ボーリングにおいて、当初計画 に比べ軟弱層が広範囲であることが確認されたため、改良範 囲を拡大したことに伴う増額。
畜産課 (畜糞課)	鳥取放牧場和牛繁殖牛舎 他新築工事(建築)(28経 済対策)	鳥取市越 路	田中工業株式会社 代表取締役社長 髙 昌可	(当初契約額) 273,780,000円	平成29年8月1日 ～ 平成30年2月20日	(当初契約年月日) 平成29年7月31日	【工事内容】 ○和牛繁殖牛舎(760.28m ²)2棟 新築 ○乳牛繁殖牛舎(713.01m ²)1棟 新築 ○堆肥舎(355.05m ²)1棟 新築 ○衛生舎(31.5m ²)1棟 解体撤去	
				[(第1回変更後契約額) 279,387,360円 (変更額) 5,607,360円]	(変更後工期) 平成30年3月20日	(第1回変更後契約年月日) 平成30年2月15日	○変更内容 (工事内容) 老朽化等で使用に耐えないことが判明した給水管の敷設替 工事及び工事車両により損傷した道路舗装の復旧工事を追 加したことによる増額。 (工期延期) 9月の台風18号による幹線道路被災に伴う通行止めによる 工程遅延及び舗装復旧工事の追加に伴う工期延期。	
畜産課 (中部総合事務所生活環境局)	畜産試験場乳牛閉連施 設新築他工事(建築)(28 経済対策)	真伯郡琴 浦町松谷	株式会社高野組 代表取締役 高力 久美	(当初契約額) 167,940,000円	平成29年8月31日 ～ 平成30年3月12日	(当初契約年月日) 平成29年8月31日	【工事内容】 ○乳牛舎(1,234.14m ²)1棟 新築 ○搾乳舎(316.55m ²)1棟 新築 ○職員宿舎(276.06m ²)2棟 解体撤去	
				[(第1回変更後契約額) 191,040,120円 (変更額) 23,100,120円]	(変更後工期) 平成30年3月16日	(第1回変更後契約年月日) 平成30年3月6日	○変更内容 (工事内容) ・牛舎内の柵施設設置の追加 ・外構工事(舗装、側溝敷設)の追加 (工期延期) 1月の降積雪により外構工事の掘削・養生に期間を要するこ とによる工期延期。	

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	工事内容	摘要
水産課 (中部総合事務所生活環境係)	栽培漁業センターマサハバ・キジハタ生産施設新築他工事(建築)(28経済対策)	東伯郡湯梨浜町石廊	株式会社井中組 代表取締役 井中 紳二	(当初契約額) 164,592,000円 (第1回変更後契約額) 165,990,600円 (変更額) 1,398,600円	平成29年8月28日 ～ 平成30年3月12日	(当初契約年月日) 平成28年8月28日 (第1回変更契約年月日) 平成30年3月8日	【工事内容】 ○クロレワ培養槽(一部撤去) RC造 243㎡ 解体 ○マサハバ棟新築 S造 436㎡ ○変更内容 【増額】 ・既存FRP・電磁設備の撤去 ・鉄筋の追加(水槽のコーナー一部分) ・仕様及び仕上げの変更 【減額】 ・屋根仕上げ材をFRP製からポリカーボネート板に変更	
水産課 (中部総合事務所生活環境係)	栽培漁業センターマサハバ・キジハタ生産施設新築他工事(機械設備)(28経済対策)	東伯郡湯梨浜町石廊	株式会社岩研 代表取締役 津村 賢	(当初契約額) 118,476,000円 (第1回変更後契約額) 114,402,240円 (変更額) △4,073,760円	平成29年8月28日 ～ 平成30年3月12日	(当初契約年月日) 平成28年8月28日 (第1回変更契約年月日) 平成30年3月5日	【工事内容】 マサハバ・キジハタ生産施設新築に伴う機械設備工事 ・新築に伴う各種機器、配管工事 ・加温槽及び機械室の改修 ・屋外配管工事一式 ○変更内容 ・既設井戸海水配管のバルブ及び玉形フレキの取替(追加) ・既設生海水配管改修の取りやめ(既存配管で使用可能ならめ)	

